令和4年度第1回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

- 1. 日 時 令和4年10月20日(木)午後1時37分から午後3時49分
- 2. 会 場 栃木市役所 3階 301会議室
- 3. 出席者 委 員 小林委員長、飯島副委員長、諏訪委員、児玉委員事務局 経営管理部長契約検査課長 契約検査課副主幹兼契約係長契約検査課課長補佐兼検査係長契約検査課契約係職員2名
- 4. 議 題(1)委員長及び副委員長の選任について
 - (2) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告
 - (3) 抽出事案についての審議
 - (4) その他

5. 会議概要

会議概要

(事務局)

開会を宣言する。

【議題(1)】

~委員長及び副委員長の選任について~ 互選により、委員長に小林氏、副委員長に飯島氏を選出。

【議題 (2)】

(委員長)

事務局から報告をお願いする。

(事務局)

令和4年1月1日から6月30日までの6か月間の入札及び 契約手続きの運用状況等について報告する。

総契約件数99件、契約金額は41億5,221万3,604円である。内訳として、条件付一般競争入札が42件、契約金額が37億6,112万6,600円、指名競争入札が57件、契約金額が3億9,108万7,004円である。全体の平均落札率は95.87%、条件付一般競争入札は95.79%、指名競争入札では95.92%であった。

令和4年1月1日から6月30日の期間における指名停止は、4件、4者であった。1件目は、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分、及び同法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けたことによるものである。2件目は、安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当するというものである。3件目は、競売入札妨害に該当するというものである。4件目は、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによ

るものである。

建設工事の談合に関する情報は寄せられていない。

<質疑応答>

(委員)

共同体を組む工事を見ると、応札可能業者は多いが、応札するのは3~4者で少ない。ほかの工事は8~9者応札がある。 何か理由はあるのか。

(事務局)

通常の工事と比べて、応札する前に、共同体を組む手続きが あるからかもしれない。

(委員)

相性や過去の実績等もあるだろう。

<審議結果>

~了承~

【議題(3)】

(委員長)

抽出担当委員から抽出理由の説明をお願いする。

(副委員長)

今回抽出した4件について、抽出理由を説明する。条件付一般競争入札について、1つ目は「公共下水道雨水渠調整池基盤整備工事(永野川左岸第1排水区)」。参加業者が少ないこと、「栃木市内に本店があること。」という地域要件を設ける理由について、また、備考の欄に「無効」と記載があることについて説明がほしい。2つ目は「栃木インター西産業団地 調整池整備工事(1工区)」。他にも栃木インター西産業団地にかかる工事があり、大きな事業であるために割り振られたと思う。どのような配慮のもとに分けたのかを聞きたい。

次に指名競争だが、1つ目は「市道62102号線 道路改良工事」。予定価格が事前公表にも関わらず、予定価格超過で失格者が出たのはなぜかということについて聞きたい。2つ目は「農業用排水樋管改修工事」。5者が指名を受け、4者が辞退し、1者しか残らなかった。どのように処理したのかと、このような事態に至った背景を知りたい。

(委員長)

審議については、1件ずつ進める。抽出事案①について事務 局の説明をお願いする。

(事務局)

抽出事案①公共下水道雨水渠調整池基盤整備工事(永野川左 岸第1排水区)について資料に基づき説明。

~入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯(工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数)、入札結果(入札参加業者数、予定価格、低入札調査基準価格)~

応札可能業者は、代表構成員またはその他の構成員になれる 業者は24者、その他の構成員にのみなれる業者は3者である。 これは栃木市建設工事等請負者選定要綱に定める10者以上を 満たしている。地域要件については、市内業者の育成のため、 市内業者を対象としている。特定JVの入札参加資格審査に申 請したのは4特定JVであり、3特定JVの入札書が有効であ った。特定IVでの入札参加資格申請をしたのにも関わらず、 企業体ではなく単独の名称により入札した1特定 J V が無効と なった。

<質疑応答>

(副委員長) 予定価格が高額な案件についても、市内業者という地域区分

については外せないのか。

(事務局) 基本的には、市内業者育成という観点から地域要件を設定し ている。市内業者では対応できない案件については、準市内、 県内、準県内、県外と広げていく場合もある。

(事務局) 地元の中小企業に受注してもらうことで、地域経済を活性化 することが栃木市としての基本的な考え方である。

(事務局) 建設工事以外だと、市外の業者とさまざまな取引がある中で、 建設業だけ地元業者が優先されるのか、疑問を持ったこともあ った。しかし、栃木市だけではないと思うが、地元の建設業者 を保護、育成しながら一緒に街づくりをやっていくということ で、地元業者に配慮する傾向があると感じる。ただ、それが行 き過ぎると競争性が低下するため、さじ加減が大切である。

この場所は、過去何度か床上、床下浸水を経験したところで (委員) ある。永野川の浸透水を貯める貯水池ということだが、土地の 上の方から流れてくる水の受け皿のような機能を持たせている のか。

永野川自体の水を貯める施設ではなく、永野川に囲まれた部 (事務局) 分の雨水を調整するものである。

(委員) 3年前の豪雨の程度に耐えられるということか。

この調整池を一か所造っただけでは無理なので、あちこちに (事務局) 点在する形で、いくつかの同じような調整池を造り、一時的に 緩和するということである。

3年前の豪雨の被害により、市内の資産の評価が下がり、固 (委員) 定資産税の減収になり、市税にも影響が及んだ。この調整池だ けで受けられるのか疑問に思ったが、いくつか造るということ であれば、了解した。

今回の施工方法は、市内業者もノウハウを持っているような、 (委員) 一般的な方法なのか。それとも、特定の業者しかノウハウがな い、特殊な方法なのか。

機械を使って地盤を改良する形なので、ある程度のノウハウ (事務局) がある専門業者を下請けに使うと思う。

(委員長) 今回の落札業者は自分で、直営でやるのか、下請けを使うの

か。 (事務局) 機械が特殊なものなので、下請けを使う。

(委員長) 福島の第2原発の工事を現地で見る機会があった。地中壁の

工事を大手ゼネコンがやっていたが、その業者は何もせず、下請けが3社ほどあり、その3社もそれぞれ2社ぐらいずつ下請けがある。業界の中で勢力関係があり、何ともならない。

施工の出来形管理、遮水壁の性能の確認をどのように行うか。

(事務局) 遮水壁を打った内側に観測井戸を掘り、その水位で入っているかどうかの確認をするという方法が考えられる。完全に遮水

できていれば、外側の水の水位と内側の水の水位が連動しない。

(委員長) 普通、水流を遮断するときには、上流側と下流側の状況を把握して、遮水効果があるかどうか確認する。この場合はそうで

はないということか。

(事務局) 地質調査を頻繁にしながら、ある程度の支持層まで打ち込ん

でいき、遮水壁を造る。

(委員長) 連壁というのは施工管理がやりにくい。この案件は、終わっ

てからかなり経っているのか。

(事務局) 施工中である。

<審議結果> ~抽出事案①了承~

(委員長) 抽出事案②について説明をお願いする。

(事務局) 抽出事案②栃木インター西産業団地 調整池整備工事(1工

区)について資料に基づき説明。

~入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び 設定の理由・経緯(工種、格付、建設業の許可、地域要件、配 置技術者、応札可能業者数)、入札結果(入札参加業者数、落札 業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率)~

栃木インター西産業団地に関する工事4件については、計画 地内に点在した物件の撤去等に見通しが立ち、工事するのに支 障のない箇所から工事区域を決めていること、複数者が受注で きるように分割している。ただ、工事の施工のしやすさを考慮

し、あまり細かく分割しないようにしている。

<質疑応答>

(副委員長) 道路工事であれば分けやすいとは思う。No. 2の調整池の工事は、No. 3~5の道路工事の予定価格の倍近い価格だが、2つ3

つに分けるのは不適なため、一括にしたということか。

(事務局) そのとおりである。

(副委員長) 分割する基準のようなものはあるか。

(事務局) 特に分割基準というのは設けていない。住宅の移転や撤去が

出来次第、工事を進めると聞いているので、工事のやりやすさ

で分割しているようである。

(副委員長) 了解した。

(委員長) 調整池の工事は、施工自体はそれほど難しくない。立地を決

めるのが大変である。立地が間違っていれば、調整池として全

く役に立たない。発注者側の苦労の方が多かったと思う。

<審議結果> ~抽出事案②了承~

(委員長) 抽出事案③について説明をお願いする。

(事務局) 抽出事案③市道62102号線 道路改良工事について資料

に基づき説明。

~入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理 由及び経緯(工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指 名業者数)、入札結果(入札参加業者数、落札業者、予定価格、

最低制限価格、落札金額、落札率)~

最低制限価格を下回った金額で入札した1者が失格となっている。No. 27の工事では、入札額が予定価格を上回ったことにより、1者が失格になっており、抽出事案③とは違う理由での失格である。No. 27で失格になった業者は、同日に執行した、似たような工事名のNo. 25の入札にも参加しており、No. 27の工事と同じ入札金額であることから、工事名を間違えて入札したと思われる。

<質疑応答>

(副委員長) 最低制限価格を下回ったということで失格なのは、事後公表

なので分かる。事前公表の予定価格を上回って失格になるとい

うのはよくあることなのか。

(事務局) このようなケースはあまりない。今回は、他の案件の入札と

間違えて入札したと思われる。

(副委員長) そのような理由であれば、対応のしようがない。

(事務局) 業者側の単純なミスである。この業者はNo. 27とNo. 25の

両方の入札書を準備していて、両方に No. 25の入札書を提出してしまったと推測できる。また、抽出事案③の最低制限価格未満で1,050円とあるが、これは1,050万円の標記ミスと思われる。担当から話を聞くと、業者側の単純ミスが意外

にあるとは感じている。

(事務局) 桁間違いというのはある。物品購入の入札でも、100万円

台の軽自動車が1,000万円で応札し、0を一つ多くつけて しまった。業者も気を付けていると思うが、人間がやることな ので、どうしてもミスが起こる。

(事務局)

明らかな業者側の単純ミスというのは推測できるが、それを 市側で直して受け取ることはできない。失格になるのもやむを 得ない。

(委員)

確かに訂正するのは難しい。だが、同じ日の入札で、間違える可能性がある場合、案件名を工夫するか、ミスがないように注意喚起するなど事前対応が可能であれば、取り組んでほしい。

(事務局)

承知した。

<審議結果>

~抽出事案③了承~

(委員長)

抽出事案④について説明をお願いする。

(事務局)

抽出事案④農業用排水樋管改修工事について資料に基づき説明。

~入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯(工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名業者数)、入札結果(入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率)~

この工事は昨年、土木一式の工種に入札参加の登録のある市内業者を指名して入札を執行したが、不調となった。工種を鋼構造物に変え、再入札を行ったものである。この工事は、改修する扉体と開閉器の製作費が予定価格の大部分を占める。工事の実績は、入札参加資格申請の添付書類である実績報告書で確認できるが、専門の業者に下請けを出している場合もあり、業者を指名する際に扉体と開閉器を製作できるかの確認ができなかったことから、結果として4者が辞退となった。

<質疑応答> (委員)

入札説明書に「入札参加者が3者に満たないときには、入札を中止する場合がある。」と記載がある。あくまでも「場合がある」で「中止する」とはなっていないが、中止しなかった事情は何かあるのか。

(事務局)

電子入札において、現状、例え応札者が1者でも入札を中止していない。入札説明書の「入札参加者が3者に満たないときは、入札を中止する場合がある。」は、電子入札実施要綱において、「市長は、公告等に定める入札書の提出期限までに提出された入札書が少数のときは、当該入札を中止することができる。」とあることにより記載している。

(委員)

逆に、どういう場合に中止の扱いにするのか。

(事務局) 具体的な例というのは、思い浮かばない。

(委員) 1者応札だと、「競争入札の競争上」とならない。

(事務局) 電子入札においては、応札した業者が1者かどうかというのが分からない、指名した業者も何者かわからないという状況なので、たとえ1者であっても、競争性が保たれているとしてい

る。

(事務局) 辞退した時点で競争に負けてしまったという考え方もあるのではないか。振り返ってみると、この業務がこの1者しかでき

ないという業務であれば、随意契約の方法でも良かったと、今

だから言える。

(委員長) 私が30代、40代ぐらいのときは、指名を受けて辞退する

と、ペナルティーがきつく、その後指名してもらえなくなるため、辞退する業者はほとんどなかった。業者とすれば、経営問題を考えるとこの仕事は辞退した方がいいと考えれば仕方がない。1 者応札への指摘は、地元にも考える人がいるだろうから、

宿題として考えてもらいたい。

(事務局) 委員の指摘は当然であり、第三者からすれば同じような疑問

を持たれる可能性が高いので、例えば電子入札の場合は、入札 説明書の注意事項「入札参加者が3者に満たないときには、入 札を中止する場合がある。」を削除して入れる必要はないので

は。

(委員長) 私がこの委員会に関わってから、これほど多く辞退が出た案

件は初めてである。1者でも応札があって良かった。全部辞退であれば、発注者側の担当者が非難される。とにかく1者でもやる会社がある案件だったということで、少なくともそれで前

例となるということである。

(委員) 工種種別を変えて仕切り直しをしたという話だが、当初の入

札目から日数的にはどれぐらい遅れたのか。

(事務局) 1か月ほどである。

(委員) 当初予定していた工期は確保できたということでよいか。

(事務局) そうである。

(事務局) 役所側とすると、この工事は、業者にとってほとんど儲けが

ない、うまみがない仕事であり、4者が辞退したにも関わらず、 1者が応札して落札者になってくれた。だから一番競争原理が 働いている、一番安い額で引き受けてもらったという受け取り 方をする。ただ、外部から見ると、委員が指摘したように、競 争がそもそも成り立っていないから、これは入札としていかが なものかという言い方をされる。少し考える余地がある点である。こういう案件であれば、指名競争入札である必要はないのではないかという気がする。

<審議結果>

~抽出事案④了承~

【議題(4)】

(委員長)

「別紙」(栃木市と栃木県内他市町の建設工事の一般競争入札 対象要件)について事務局から説明をお願いする。

(事務局)

栃木市では、平成26年4月から、予定価格が2,000万円以上の工事は一般競争入札、2,000万円未満は指名競争入札で行ってきた。2,000万円で分けることについて、委員から意見を伺いたい。県内では、130万円や500万円、1,000万円など、栃木市より低い金額で区切っている市町がある。地方自治法及び地方自治法施行令で、130万円超は原則、一般競争入札を行うことになっている。

(委員)

130万円や500万円という市があり、2,000万円というのは高すぎると思う。もっと低い金額で区切って一般競争入札を導入するのがよいと思うが、来年度から130万円や500万円に下げるのは急激すぎるため、多少の経過措置を取り、段階的に下げるのがよい。

(副委員長)

行政的に考えて、随意契約と指名競争入札と一般競争入札で、 手間や時間、負担はどれほど違うのか。随意契約が一番負担が 少ないと思うが。

(事務局)

随意契約が一番手間がかからない。一番手間がかかるのが一般競争入札である。公告を作り、ある程度周知する期間が必要で、事後審査もある。指名競争入札は、指名基準と一定のルールを設けて指名しているため、一般競争入札と比べると、それほど手間と時間はかからない。

(副委員長)

資料で、栃木市より規模の大きい市で、130万円で一般競争入札を行っているが、事務量が相当多いと思う。

(委員)

行政のキャパシティと、地域の業者数等の事情によって違ってくると思うので、なかなか一律には設定できない。例えば、1,000万円、500万円に下げた場合、それぞれ案件がどれだけ増えるのかをシミュレーションし、1件あたりの様々な事務コストを積算し、今の栃木市が処理できる案件数の目処は立てられる。個人的には栃木市と同規模の市の水準に合わせて500万円とするのがよいと思う。

(事務局)

500万円で区切っている市でも、「現在は臨時的な取り扱いとして3,000万円以上」、「ただし、当面の間、3,000万円以上」との記載があり、実質、栃木市の方が少し低くな

っている。

(事務局)

あくまでも理論上は130万円超であり、それと比較して2, 000万円というのは高すぎると言われてもやむを得ない。

(委員)

栃木市が2,000万円を基準としたのは、市町合併を考慮 したという記憶があるが。

(事務局)

そのとおりである。平成26年はまさに旧岩舟町と合併したときであり、それまで栃木市は500万円としていた。その後8年間、そのままの対応で今日に至っている。

(副委員長)

法令が随意契約を130万円で区切っているということは、130万円超は一般競争入札でやるというのが法の趣旨であると思う。ただ、法律がはっきりと明示していないので、各自治体がそれぞれの基準で区切っている。下げた方がよいと思うが、いきなり2,000万円を130万円や500万円に下げるのも、業者側からみてどうかと思うので、緩和措置を導入して下げた方がよいと思う。ただ、期間を区切って明示するべきだ。期間を区切らないと、一般的にだらだらと続いてしまう。何年何月以降は130万円、500万円にすると決めた方が、業者側からも分かりやすい。

(事務局) 承知した。

(副委員長)

長年委員をやっていて、年々落札率が上がっているという感覚があり、最近は95%を超える事案が相当増えてきている。 入札方法と落札率に何か関係性があるのかどうか、2,000 万円上下で違いが出るのか、資料があれば参考になると思う。

(事務局)

次回以降の委員会で、資料を提示したい。

~終了~